

区長報告第三号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月十七日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年二月十九日

港区長 武井雅昭

記

平成二十四年三月十六日議決を得た工事請負契約（（仮称）麻布子ども中高生プラザ等複合施設新築工事）の契約金額「十二億四千三百二十万円」を「十三億三百七十一万二千四百五十四円」に変更する。